

現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

令和 3 年 12 月 1 日以降に松江市上下水道局が入札公告及び指名通知する工事については、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用の一部改正について」(令和 3 年 12 月 1 日付松水営第 386 号) の内容から、更に兼務の緩和ができるものとする。

なお、その際には、別記「現場代理人の兼務に関する特記仕様書(令和 3 年度発生豪雨等災害特例適用)」を添付して発注するものとする。

(1)適用対象工事(建築関係工事は除く)

松江市上下水道局、松江市(松江市長名での発注分)及び島根県(松江県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部の地方機関)が発注する契約金額が 3,500 万円未満の建設工事のうち、兼務する工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がない工事とする。

ただし、島根県が発注する工事との兼務については、令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事を 1 件以上含み、かつ双方の発注者が兼務を認める場合に限る。

(2)兼務できる工事の数

同一の現場代理人が管理することができる工事の数は、最大 3 件までとする。

ただし、兼務する工事のうち少なくとも 1 件が令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事である場合は、最大 5 件まで兼務を認めるものとする。

【事例毎の可否の例】

(単位：件)

ケース	松江市		島根県		合計	可否	理由
	通常事業	災害復旧	通常事業	災害復旧			
①	3				3	○	通常事業のみは最大 3 件まで
②	2	1	1	1	5	○	災害含む場合は最大 5 件まで
③	1	4			5	○	〃
④		1		4	5	○	〃
⑤	1	2	1		4	○	〃
⑥	2			1	3	△	双方の発注者が承認する場合は可
⑦	2		1		3	×	通常事業のみは県工事と兼務不可
⑧	4				4	×	通常事業のみは最大 3 件
⑨	1	2	1	2	6	×	最大の 5 件を超えている

(3)適用にあたっての留意事項

- ① 兼務ができる工事は、工事場所が松江市内の工事とする。
- ② 兼務の承認にあたっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ③ 兼務の承認または不承認の判断は、事前に受注者からの様式 10「現場代理人の兼務について（申請）」による申し出を受けて行い、回答は様式 11 または様式 12 をもって行うこと。
- ④ 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に受注者に伝えること。